

年に一度の申告時期が来ました

申告を早めに済ませスッキリ

市民税・県民税の申告は二月十七日
（二月十六日まで）です。

申告は、市県民税の課税証明など

の基礎となる大切なことです。

忘れずに正しい申告をしてください。

市税務課では各地区ごとに「申告相談会」を開き、申告書の記載などについて相談や申告を受け付けます。

なお、申告書の提出は三月十六日までです。

申告をしていただく人

平成三年中に所得があって、平成四年一月一日現在、都留市に住民登録のある人、または実際に都留市内に居住している人で、次に該当する方

- 事業所得（営業・農業・その他事業）、配当所得、不動産所得、利子所得、雑所得等のあつた人
- 給与のほかに所得のある人や、給与を二ヵ所以上から受けている人
- 給与所得のみの人で次に該当する人
- 勤務先から給与支払報告書の提出を受けていない人
- 雜損控除・医療費控除を受け



申告のときにお持ち いいただくもの

1 印鑑・ハガキ（相談日を通知したハガキ）

※ ハガキが届かなくてても該当すると思われる人は申告相談日程表により最寄りの会場においてください。

2 平成三年中（一月一日から十二月三十一日まで）の所得がわかるもの。

- 給与所得者は給与支払報告書の（すでに事業主が市へ提出して

- 4 平成三年中に退職した人
- 5 その他所得のある人で、所得税の確定申告をする必要のない人
- 6 都留市に住所がなくとも、市内に家屋敷、店舗、事務所、事業所を有する人

申告相談日程表

（時間：午前9時30分～午後4時）

市内全地区	市役所税務課	東桂										地 区
		下谷・羽根子	下開谷	上谷・川棚	上原・上谷	田原・吉	禾生	宝生	禾生	所得税申告相談	会 場	
3月16日(月)	市役所税務課	市役所税務課	市役所税務課	市役所税務課	市役所税務課	農村環境改善センター	十日市場自治会館	鹿留公民館	上夏狩公民館	3月2日(月)	2月28日(金)	2月25日(火)
3月17日(火)						玉川公民館	3月3日(火)	3月2日(月)	3月2日(月)	3月2日(月)	2月27日(木)	2月26日(水)
3月18日(水)						3月4日(水)	3月3日(火)	3月2日(月)	3月2日(月)	3月2日(月)	2月25日(火)	2月24日(月)
3月19日(木)						3月5日(木)	3月4日(火)	3月3日(火)	3月2日(月)	3月2日(月)	2月21日(金)	2月20日(木)
3月20日(金)						3月6日(金)	3月5日(木)	3月4日(火)	3月3日(火)	3月2日(月)	2月17日(火)	2月16日(火)
3月21日(土)						3月7日(土)	3月6日(木)	3月5日(火)	3月4日(火)	3月3日(火)	2月16日(火)	2月15日(火)
3月22日(日)						3月8日(日)	3月7日(木)	3月6日(火)	3月5日(火)	3月4日(火)	2月15日(火)	2月14日(火)
3月23日(月)						3月9日(月)	3月8日(木)	3月7日(火)	3月6日(火)	3月5日(火)	2月14日(火)	2月13日(火)
3月24日(火)						3月10日(火)	3月9日(木)	3月8日(火)	3月7日(火)	3月6日(火)	2月13日(火)	2月12日(火)
3月25日(水)						3月11日(水)	3月10日(木)	3月9日(火)	3月8日(火)	3月7日(火)	2月12日(火)	2月11日(火)
3月26日(木)						3月12日(木)	3月11日(水)	3月10日(火)	3月9日(火)	3月8日(火)	2月11日(火)	2月10日(火)
3月27日(金)						3月13日(金)	3月12日(木)	3月11日(水)	3月10日(火)	3月9日(火)	2月10日(火)	2月9日(火)
3月28日(土)						3月14日(土)	3月13日(金)	3月12日(木)	3月11日(水)	3月10日(火)	2月9日(火)	2月8日(火)
3月29日(日)						3月15日(日)	3月14日(金)	3月13日(木)	3月12日(水)	3月11日(火)	2月8日(火)	2月7日(火)
3月30日(月)						3月16日(月)	3月15日(金)	3月14日(木)	3月13日(水)	3月12日(火)	2月7日(火)	2月6日(火)
3月31日(火)						3月17日(火)	3月16日(金)	3月15日(木)	3月14日(水)	3月13日(火)	2月6日(火)	2月5日(火)
4月1日(水)						3月18日(水)	3月17日(金)	3月16日(木)	3月15日(水)	3月14日(火)	2月5日(火)	2月4日(火)
4月2日(木)						3月19日(木)	3月18日(金)	3月17日(水)	3月16日(火)	3月15日(火)	2月4日(火)	2月3日(火)
4月3日(金)						3月20日(金)	3月19日(金)	3月18日(火)	3月17日(火)	3月16日(火)	2月3日(火)	2月2日(火)
4月4日(土)						3月21日(土)	3月20日(金)	3月19日(火)	3月18日(火)	3月17日(火)	2月2日(火)	2月1日(火)
4月5日(日)						3月22日(日)	3月21日(金)	3月20日(火)	3月19日(火)	3月18日(火)	2月1日(火)	2月1日(火)

地区の指定日に相談を受けなかつた方

いる人は除く）または事業主の証明書（日数・日給・年間所得額）

を計算する種目は養蚕・果樹・しいたけ・畜産等ですが、これらは収文明細が必要です。）

③ 生命保険料・個人年金保険料の支払証明書

④ 医療費の領収書、保険などで補てんされた額を証する書類

⑤ 学生は、学生証か在学証明書



お願 い

納税組合において、組合長がかわったり、組合員の加入や脱退当があった場合は、すみやかに市税務課に届け出をしてください。

